

件名	愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律(平成30年3月31日公布、同年4月1日ほか施行)

【改正の概要】

1 個人県民税の所得割の見直し

「前年の合計所得金額が2,500万円超」の納税義務者を調整控除の適用対象から除外

*調整控除は、平成19年度の税源移譲において、所得税と個人住民税との合計の税負担が極力変わらないよう設けられた税額控除。今回、高額所得者が基礎控除の適用対象から除外されることに伴い改正

2 県たばこ税の見直し

製造たばこの税率を段階的に引上げ

	現行	H30.10.1~	H32.10.1~	H33.10.1~
税率(千本当たり)	860円	930円	1,000円	1,070円

3 自動車税の徴収の方法の特例

自動車の新規取得に伴い必要な登録、自動車税の納付等の行政手続をオンラインで一括処理できるワンストップサービスのシステムを導入による徴収方法の特例の規定整備。

など

施行日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 平成33年1月1日 ・ 2 平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日 ・ 3 平成31年1月1日 など
-----	---

【その他参考事項】